	国立研究開発法人海洋研究開発機構	国立研究開発法人科学技術振興機構	国立研究開発法人情報通信研究機構
	国立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）	国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）	国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）
二　構法第十八条第一項第二号に掲げる業務の用に供する航空機の新規登録又は移転登録	一　第十七条第一号（業務の範囲）に掲げる業務の用に供する研究用建物の所有権の取得登記又は当該研究用建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二　第十七条第一号又は第三号に掲げる業務の用に供する船舶の所有権の保存の登記 三　第十七条第二号に掲げる業務の用に供する普及啓発用建物（専ら自己が行う普及啓発の業務の用に供する建物をいう。以下同じ。）の所有権の取得登記又は当該普及啓発用建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 四　第十七条第六号に掲げる業務の用に供する建物（専ら自己が行う当該業務の用に供するものを除く。）の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	一　第十八条第一号（業務の範囲）に掲げる業務の用に供する研究用建物の所有権の取得登記又は当該研究用建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二　第十八条第六号に掲げる業務の用に供する建物（専ら自己が行う当該業務の用に供するものを除く。）の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 三　第十八条第八号に掲げる業務の用に供する普及啓発用建物の所有権の取得登記又は当該普及啓発用建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	一　第十四条第一項第三号から第五号までに掲げる業務の用に供する建物（専ら自己が行う当該業務の用に供するものを除く。）の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記
	文部科学大臣	文部科学大臣	総務大臣

	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	国立研究開発法人理化学研究所
	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十号）	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十四年法律第百九十一号）	国立研究開発法人理化学研究所法（平成十四年法律第百六十号）
三　第十四条第一項第七号に掲げる業務の用に供し又は普及啓発用建物の所有権の取得登記に係る土地の権利の取得登記	一　第十七条第一号（業務の範囲）に掲げる研究用建物の所有権の取得登記又は当該研究用建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記	一　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（以下この項において「機構法」という。）第十四条第一項第一号から第四号まで（業務の範囲）に掲げる業務の用に供する研究用建物の所有権の取得登記又は当該研究用建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二　機構法第十四条第一項第十号に掲げる業務の用に供する建物（専ら自己が行う当該業務の用に直接供するものを除く。）の所有権の取得登記又は当該建物に限る。）の敷地の用に供する土地（専ら自己が行う当該業務の用に直接供する土地を含む。）の権利の取得登記	一　国立研究開発法人理化学研究所法第十六条第一項第一号（業務の範囲）に掲げる業務の用に供する研究用建物の所有権の取得登記又は当該研究用建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二　国立研究開発法人理化学研究所法第十六条第二項に掲げる業務の用に供する施設の所有権の取得登記又は当該施設の敷地の用に供する土地の権利の取得登記
	文部科学大臣	農林水産大臣	文部科学大臣

別表独立行政法人宇宙航空研究開発機構の項から独立行政法人科学技術振興機構の項まで及び独立行政法人情報通信研究機構の項を削り、同表独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の項の第三欄の第一号中「第十二条第一項第一号」を「第十三条第一項第一号」に改め、同欄の第二号中「第十二条第一項第七号」を「第十三条第一項第七号」に改め、同欄の第三号中「第十二条第一項第五号」を「第十三条第一項第五号」に改め、同欄の第四号中「第十二条第一項第六号」を「第十三条第一項第六号」に改め、同表独立行政法人日本原子力研究開発機構の項、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の項及び独立行政法人理化学研究所の項を削る。

○財務省告示第百八号

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十四条の二第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、財務大臣が指定する資産の譲渡等を定める件（平成十二年大蔵省告示第二十七号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎